

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

当市は、山形県のほぼ中心に位置しており、西村山地域の中核都市として栄えてきた都市である。総人口は41,266人（平成27年国勢調査時）であるが、進学や就職による地元離れの若者世代の増加や、高齢化の進展により、今後は減少傾向で推移すると見込んでいる。なお、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、2045年には29,961人にまで減少すると推測されている。

② 産業構造及び中小企業者の実態等

当市の産業構造については、第3次産業（56.4%）、第2次産業（33.2%）、第1次産業（10.4%）の順に従事者が多い（平成27年国勢調査時）。

当市は、豊かな自然環境に恵まれ、さくらんぼをはじめとする果樹と「つや姫」「はえぬき」等の米を基盤とする農業が盛んであり、これらの豊富な農作物の加工を行う食品製造業も多く集積している。また、山形県の中心を横断し日本海側と宮城県を結ぶ山形自動車道のICが市内に整備され、県内の高速交通網の要衝となっていることから、市内西部に位置する工業団地には繊維業などの伝統産業や自動車関連産業、超精密加工技術・有機エレクトロニクスを中心としたものづくり産業等の製造業、サービス業等、幅広い業種の産業が集積し、周辺市町の産業・経済の基盤となっている。

市内企業の内、中小企業者の占める割合は非常に多く、ほぼ全ての業種が立地しているが、市内中小企業者においては、近年の急激な人手不足により、生産活動の維持や、研究開発等による新たな事業の創出や拡大に支障をきたしつつあるのが現状である。あらゆる業種において、このまま人手不足の問題を放置した場合、事業からの撤退、雇用機会の減少によるさらなる人口流出、税収の減少等を招く恐れがある。

(2) 目標

上記のように、今後も人手不足、高齢化が見込まれる中で、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、当市が県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、西村山地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、1（1）に示すとおり農林業や製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援するという観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、中央工業団地、中心市街地エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

① 対象業種

当市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

② 対象事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品や新サービスの開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業を、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者において3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 公的な支援機関対象として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）については、先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ④ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。